

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

条 例

- 福島県小規模介護施設等緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例
- 福島県介護職員処遇改善臨時特例基金条例の一部を改正する条例
- 福島県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例
- 福島県災害拠点病院等耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例
- 福島県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例

条 例

福島県小規模介護施設等緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例、福島県介護職員処遇改善臨時特例基金条例の一部を改正する条例、福島県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例、福島県災害拠点病院等耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例及び福島県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月十五日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県条例第二号

福島県小規模介護施設等緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

福島県小規模介護施設等緊急整備等臨時特例基金条例（平成二十一年福島県条例第八十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十六年十二月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（高齢福祉課）

福島県条例第三号

福島県介護職員処遇改善臨時特例基金条例の一部を改正する条例

福島県介護職員処遇改善臨時特例基金条例（平成二十一年福島県条例第八十七号）の一部を次の用に改正する。

附則第二項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十六年十二月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（高齢福祉課介護保険室）

福島県条例第四号

福島県自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

福島県自殺対策緊急強化基金条例（平成二十一年福島県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十六年十二月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（障がい福祉課）

福島県条例第五号

福島県災害拠点病院等耐震化臨時特例基金条例の一部を改正する条例

福島県災害拠点病院等耐震化臨時特例基金条例（平成二十一年福島県条例第九十号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（地域医療課）

福島県条例第六号

福島県緊急雇用創出基金条例の一部を改正する条例

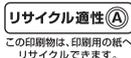
福島県緊急雇用創出基金条例（平成二十一年福島県条例第七号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年六月三十日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（雇用労政課）



再生紙を使用しています。

【定価 1箇月 3,390円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一 印刷